

東京都北区

～ 改修（リフォーム）工事 ～ 三 世 代 住 宅 建 設 等 助 成

1. 三世代住宅建設等助成事業（改修）とは、

より介護や子育ての共助をしやすい住環境をつくるために三世代でお住いの住宅をバリアフリーなどの要件を満たす改修工事をした場合に、改修工事に係る費用の一部を助成します。

2. 助成額

改修工事の費用総額が10万円以上の工事が対象
助成対象費用の1/2 上限 **20万円**（千円未満切り捨て）
義務教育修了前の子どもが2人以上いる場合
助成対象費用の1/2 上限 **30万円**（千円未満切り捨て）

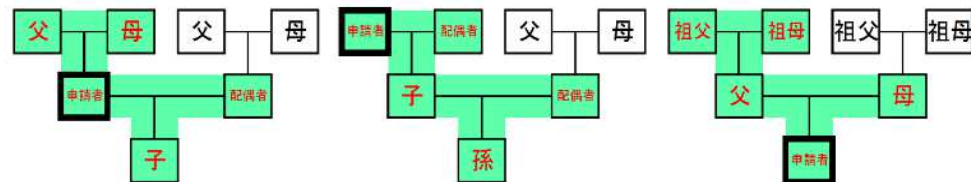


助成を受けることができる者の要件

以下の1～6すべての要件を満たしている世帯が対象です。

1. 改修する住宅の所有者であること。
2. 祖父母、父母、子が三世代住宅に同居していること。もしくは、改修工事後の三世代住宅に同居すること。
3. 三世代住宅に同居する者全員が、住民税を滞納していないこと。
4. 三世代住宅に同居する者全員が、暴力団関係者でないこと。
5. 三世代住宅に同居する者全員が、過去にこの助成金及びこれに類する助成金を受けたことがないこと。
6. 改修工事について国のその他の助成事業と同等の助成金を受けていないこと。

〈例〉



- ・「祖父母」とは、「祖父」または「祖母」のみ、「父母」とは「父」または「母」のみの場合も含まれます。
- ・配偶者は、“事実上婚姻関係と同様の事情にある者”を含みます。
- ・申請時に妊娠中である場合は、「助成金受取の手続き」までに出産し北区に住民登録することが条件となります。
- ・暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。



対象となる住宅の要件

以下の1～4すべての要件を満たしている住宅が対象です。

1. 改修後の三世代住宅内で世代間の行き来ができること。
2. 「建築基準法」を含む「法令」に適合すること。
3. 「耐火建築物」又は「準耐火建築物」であること。
4. 北区のまちづくりに関する事業に支障がないものとして区長が認めるもの

対 象 工 事

三世代で住みやすい住宅にするため、**祖父母の生活スペース※**等が**住宅性能の要件**（3 ページ参照）を満たすためのバリアフリー等の改修工事が対象です。

- 主な改修工事の例
 - ・祖父母の生活スペース内の段差解消工事
 - ・玄関アプローチの段差に手すりを設置する工事
 - ・世代間の行き来ができるようにするためのドアの新規設置工事 など
- 改修工事後の、祖父母の生活スペース内は**住宅性能の要件**をすべて満たしている必要があります。
- 祖父母の生活スペース内が**住宅性能の要件**をすべて満たしている場合は、祖父母の生活スペース以外の三世代住宅内の改修工事についても対象とします。
- 分譲マンション等の集合住宅の場合は、工事対象箇所は専有部分のみです。他の所有者と共同のスペースは対象外です。
- 対象工事について申請前に住宅課助成金担当までご相談ください。

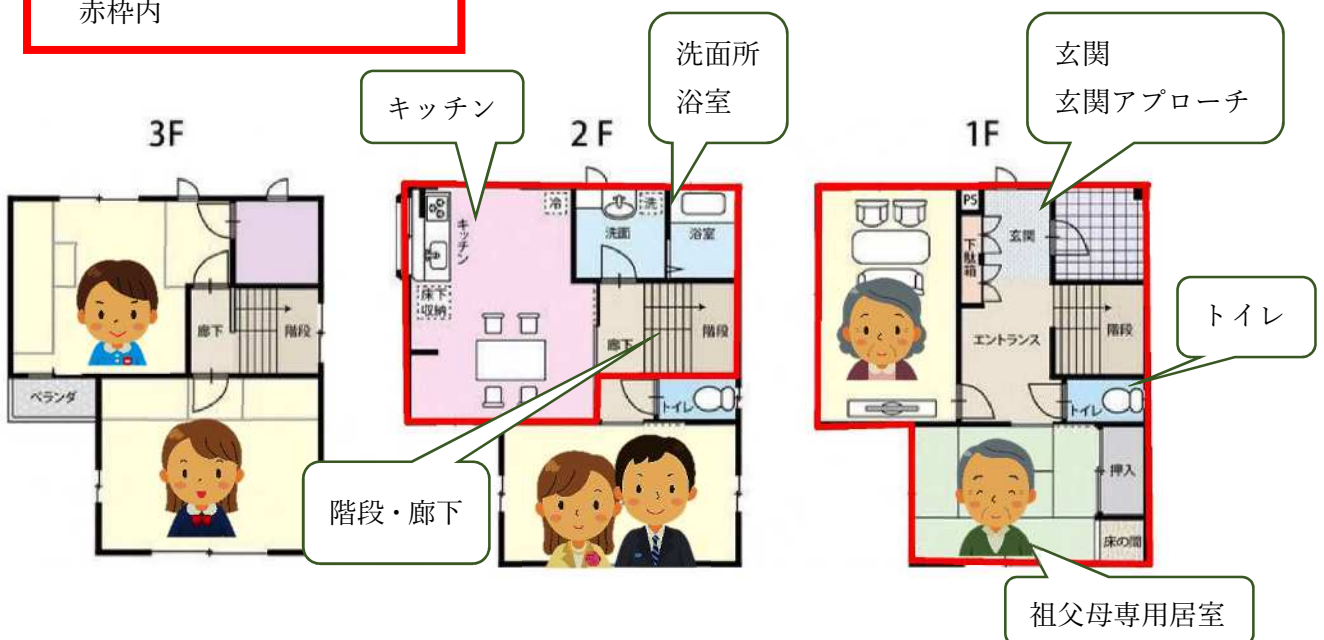
※祖父母の生活スペースとは

祖父母が住宅内で生活するスペース（玄関アプローチ、玄関、専用居室、トイレ、浴室、それを結ぶ動線（廊下）などのことです。
祖父母が父母・子と共有して使うスペースも含まれます。



祖父母の居住スペース(例)

赤枠内



住 宅 性 能 の 要 件（改修工事後）

改修工事後に**祖父母の生活スペース内**において、以下の1～8すべての性能要件を満たすことのできる住宅が対象です。

1. 床の段差は、次に掲げる部分を除き、**5mm以内**とすること。

ア 玄関又はバルコニーの出入り口

イ 玄関等の上りかまち

ウ 階段

エ 押入れ又は納戸

オ ロフト又はコーナー和室

カ 浴室の出入り口は 2cm以内

キ 手すりが設置されている段差

ク アからキまでに掲げるもの等、これらに相当するものと認められる部分



2. 玄関等の上りかまち部分には**手すり**を設置すること。

ただし、上りかまち部の昇降又は靴の着脱のために使用することができる固定された棚等で、手すりの代わりになるものが設置されている場合は、当該部分に手すりを設置しないことができる。

3. 玄関アプローチ部分に**2段以上の段差**がある場合は、**手すり**を設置すること。

4. 玄関等の外部からの出入りをする場合は、**外部側に照明**を設置すること。

5. **階段**には、**連続して手すり**を設置すること。

ただし、構造上、連続して手すりを設置することができない場合は、I型手すりその他の同等の昇降の補助機能を有するものを設置すること。

6. 浴槽の出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのために**手すり**を**2本以上**設置すること。

7. **便所**に**手すり**を設置すること。

8. 2～7までの手すりは、握りやすい形状で安全を確保することができるものとする。

《 注 意 》

- 昇降リフトやエレベーターなどを設置した場合でも階段及びその連続手すりの設置は必要です。
- 祖父母も使用する場合は勝手口にも、手すりと照明の設置が必要です。

手 続 き の 流 れ

以下の流れに沿ってお手続きをお願いします。余裕を持ってご申請ください。

	項 目	内 容	提出期限	掲 載
1	承認申請	「助成対象承認申請書」等の提出	着工前まで	5～6 ページ
⇒ 審査結果：「助成対象審査結果通知書」を郵送します。（郵送まで1～2週間）				
2	完了報告 検 査	「完了報告書」と「工事写真」の提出 工事写真と祖父母の生活スペース内の住宅 性能要件確認写真、承認申請時の図面をも とに検査します。 検査で是正を求められた場合は、1 か月以内 に是正後の写真を提出してください。	工事完了後 3 か月以内	7～8 ページ
	交付申請	「助成金交付申請書」等の提出		
⇒ 審査結果：「助成金交付審査結果通知書」を郵送します。				
⇒ 振 込： 指定口座に助成金を振り込みます。（振り込みまで約2～3週間）				

- 承認申請は、工事の着工前までに行ってください。着工後の申請は助成対象外となります。
- 工事内容が変更になった際は、至急住宅課助成金担当までご連絡ください。
 ≪変更例≫
 申請者の変更、図面の変更、建築確認済証の変更など
 ・変更内容によっては、助成金の対象にならない場合があります。
 ・「変更承認申請書」等を提出していただき、改めて図面の審査をさせていただきます。
- 取下をする場合は、住宅課助成金担当にご連絡ください。取下届の提出が必要です。



1. 承認申請

★提出期限：着工の1か月前を目安★

◇ 持参する前に、あらかじめ住宅課へご連絡ください。

◇ 申請には以下の書類が必要です。↓ 提出前に揃っているかチェックしてください

必要書類			備考
☐	1	指定用紙 助成対象承認申請書 (第1号様式)	・申請者と改修工事の契約者は同一であること ・消せるボールペン、修正液不可 ・資格確認に同意される方は、資格確認同意欄に居住する方全員の署名(予定者含む)が必要
☐	2	戸籍事項全部証明書(原本)	・三世代の関係がわかるもの ・発行から6か月以内のもの
☐	3	以下のいずれか ・建物の登記事項証明書(原本) ・土地・家屋名寄帳 ・令和7年度固定資産税等納税証明書と課税明細書の写し (北都税事務所より6月頃送付)	・建物の所有者を確認できる書類 (いずれも最新のもの)
☐	4	見積書(写)	・工事業者の発行したもの ・対象工事費が税抜10万円以上が対象 ・見積書の宛名が申請者と同一であること
☐	5	配置図・各階平面図(A3)	・工事箇所のある階および祖父母の生活スペース該当階(建築時の図面に改修箇所、祖父母の生活スペースがわかるように赤字で加えたもの)
☐	6	検査済証の写し又は建築台帳等記載事項証明書等	・新耐震基準(昭和56年6月1日以降)をみたしていることを確認できる書類
☐	7	※① 居住予定者全員住民票の写し(原本)	・最新のものを提出してください。
☐	8	※② 令和6年度 住民税の納税証明書又は非課税証明書(原本)	・居住予定者全員のものが必要 (配偶者が扶養になっている場合は、非課税証明書を提出してください) ・発行から6か月以内のもの

【※省略できる書類について】

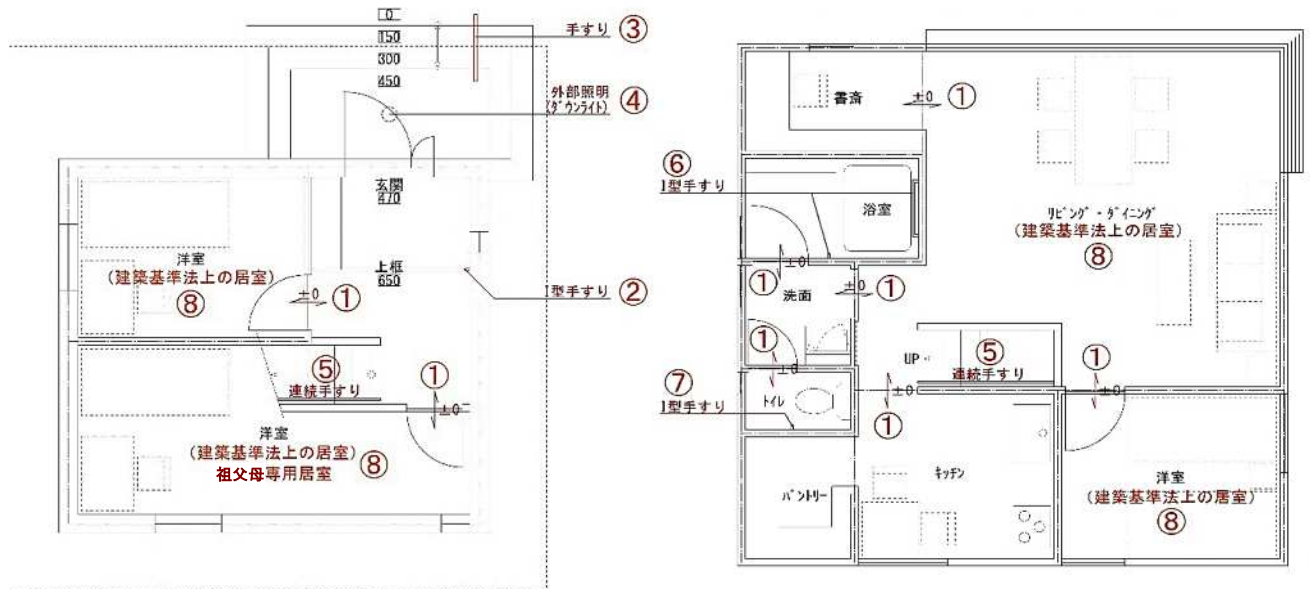
申請日現在、北区内に住民票がある方は、住民票の写し(※①)の提出が省略できます。

令和6年1月1日現在、北区内に住民票があった方は、住民票の写し(※①)と納税証明書(又は非課税証明書)(※②)の提出が省略できます。

その際、個人情報等の照会をすることについて同意し、「資格確認同意書」に署名をすることが必要になります。

平面図 記載例

各図面には、以下のとおり位置・形状・名称などを記し、A3サイズで提出してください。



【住宅性能要件等の図面記載例】 赤字で記載

- ① 床の段差は 5mm 以内（浴室の出入り口は 2cm 以内） ⇒ 「各室の出入り口部分にレベル差」を記載
- ② 玄関等の上がりかまち部分の手すり ⇒ 「手すりの設置状況」を図示
- ③ 玄関アプローチ部分に 2 段以上の段差がある場合の手すり ⇒ 「手すりの設置状況」を図示
- ④ 玄関等の外部側の照明 ⇒ 「照明の設置状況」を図示
- ⑤ 階段には連続した手すり ⇒ 「連続手すりの設置状況」を図示
- ⑥ 浴槽の出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのために手すりが 2 本以上 ⇒ 「手すりの設置状況」を図示
- ⑦ 便所の手すり ⇒ 「手すりの設置状況」を図示
- ⑧ 「祖父母の専用居室」である旨を表示



2. 完了報告と交付申請・請求について

★提出期限：工事完了日から **3 か月以内**★

完了した住宅は、対象となる住宅の要件(1 ページ参照)、対象工事(2 ページ参照)、住宅性能の要件(3 ページ参照)の**すべてを満たしている**ことをいいます。

以下の書類を、工事完了後3か月以内に提出してください。(郵送可)

必 要 書 類				備 考
☐	1	指 定 書 式	完了報告書 (第 7 号様式)	
☐	2		助成金交付申請書 (第 8 号様式)	
☐	3		助成金交付請求書 (第 10 号様式)	・消せるボールペン、修正液不可
☐	4		支払金口座振替 依頼書	・消せるボールペン、修正液不可
☐	5	検査用平面図		・承認申請時に提出していただいた図面検査済平面図 (副本)に赤字で追記してください。 ・検査用平面図記載例(8 ページ参照)
☐	5	工事写真		・工事写真の撮り方(9～11 ページ参照) 工事内容によっては工事中の写真も撮影してください。
☐	6	祖父母の生活スペース 内の住宅性能確認写真		・住宅性能の要件を満たした箇所の写真を撮影
☐	7	領収証のコピー		・承認申請時に提出した見積書と同じ契約者、工事内 容、金額であること

◇ 祖父母の生活スペース 住宅性能確認写真の撮り方 (9 ページ参照)

場 所	撮影箇所
玄関、勝手口回り(外部)	①手すり(2段以上の段差がある場合) ②玄関灯 ③ダウンライト
玄関、勝手口回り(内部)	上りかまち部分の手すり
祖父母の生活スペース内の 廊下から居室、浴室、便所	各出入口部分の敷居の高さの写真とその高さが わかるようにスケールを当てた写真
居 室	手すり(居室内部で 5mm 以上の段差がある場合)
階 段	手すり(連続使用できることがわかる)
便 所	手すり
浴 室	手すり(2か所以上)

検査用平面図 記載例

助成対象承認申請時の図面、完了報告時にご提出いただいた写真をもとに、住宅性能要件を満たした住宅の建設が完了したかを検査します。

➤ 検査前までにご用意ください。

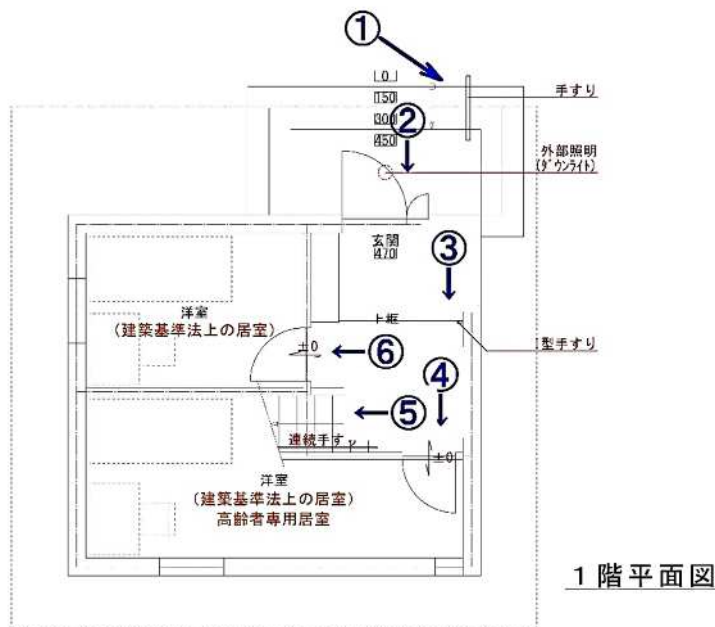
(1)撮影した各写真に番号を記入してください。

(2)各階平面図(最終提出版)に写真番号を連番で記入してください。

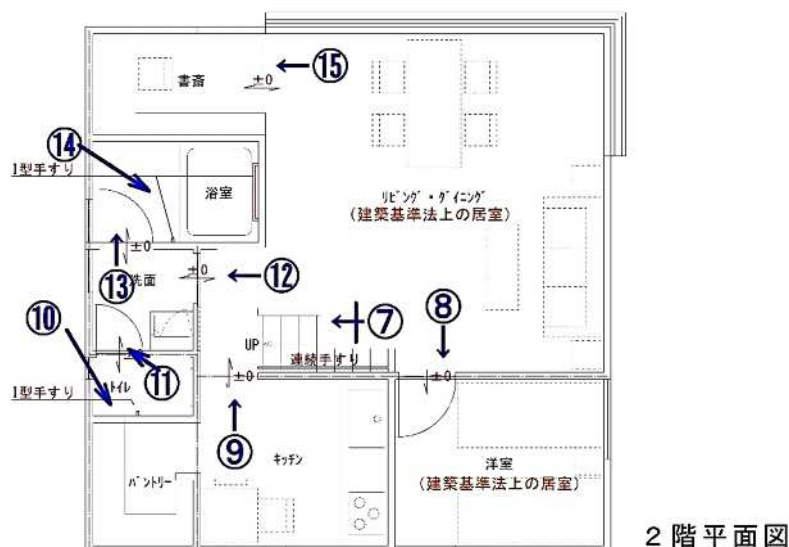
★判断できない場合は、追加の写真の提出を求めることがあります。また、検査で是正を求められたら1か月以内に是正し、是正後の写真を提出してください。

※図面の番号と、写真の番号が一致するようにご用意ください。

各矢印は、写真撮影方向です。



1 階平面図



2 階平面図

祖父母の生活スペース 住宅性能確認写真の撮り方

1. 各写真（カラー）には、図面の番号と同じ番号を記述してください。

2. 段差は、すべてスケールをあてて撮影してください。

★敷居等でわずかながらも段差があれば、スケールをあてて写真を撮ってください。

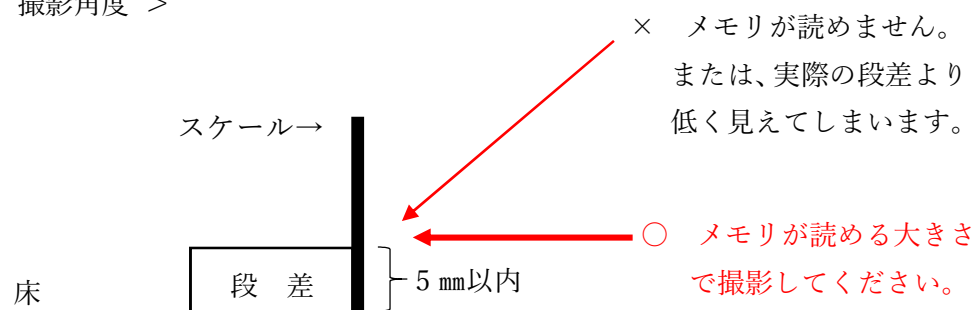
★浴室の入り口止水板がゴム製の場合は、その素材がわかるよう撮影してください。

例：ゴムを指で押さえた写真等

スケールは、斜めにならないよう、段差に垂直にあててください。また、写真はメモリが読めるように撮影してください。スケールで5mm以内（浴室の出入口は2cm以内）であることが確認できない場合は、再提出を依頼します。

（スケールを上から撮影したり、下から撮影している場合で、正確な高さが確認できない場合も、再提出を依頼します。）

< 撮影角度 >



スケールは、斜めにならないよう、段差に垂直にあててください。

また、正確な段差の高さを確認するため、段差から離れないようにスケールを設置してください。

3. 玄関外で2段以上の段差がある場合は、連続手すりがあるように撮影してください。

4. 各階の階段は、「連続した手すりであること」がわかるように撮影してください。

上がりはじめ、終わりの段も撮影してください。手すりのみだと、その前後に階段が続いているかどうか、確認が取れません。

撮 影 例

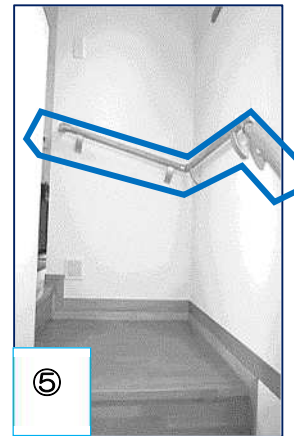
●玄関外 階段手すり



●玄関内 上がりかまち手すり



●階段⇒手すりのみではなく、のぼり始めの床と終わりの床も写してください。



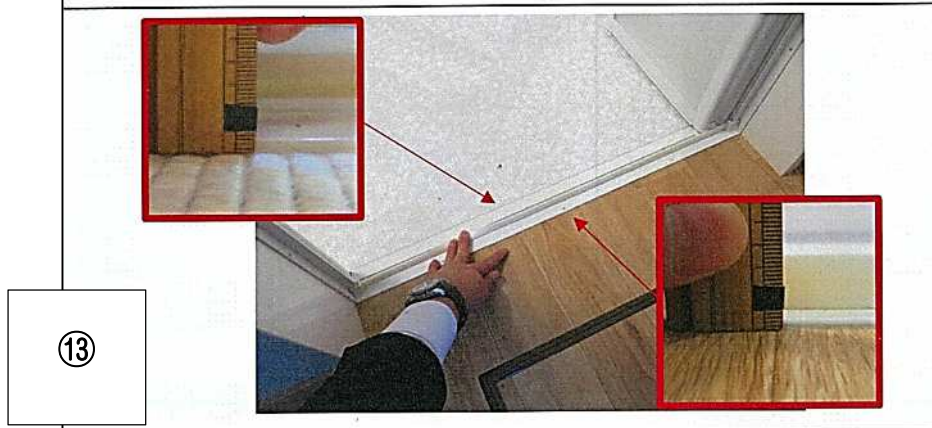
●浴室 浴槽の出入り、立ち座り、姿勢保持のための手すり2本以上

浴室

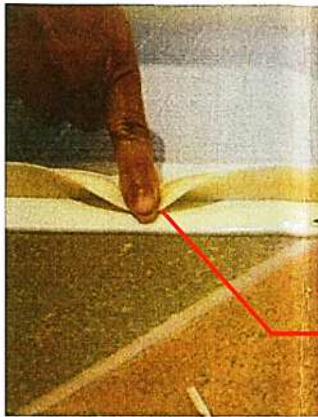


●浴室の出入り口の段差

浴室ドア枠

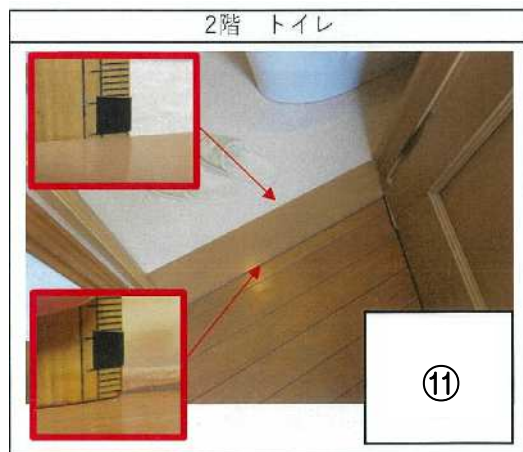


●浴室の止水板がゴム製の場合

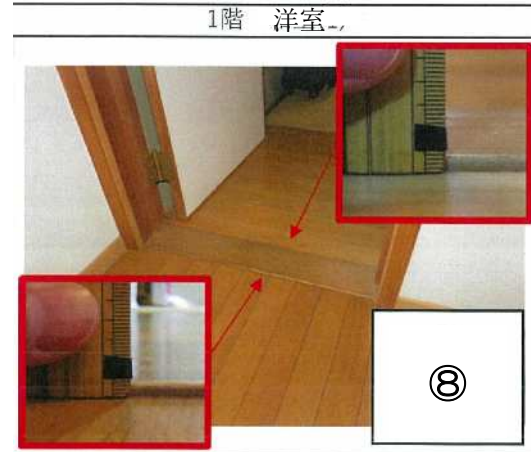


止水板がゴム製の場合は上から押さえ、
素材がゴム製であることが分かるようにしてください

●トイレ 敷居手前、奥の段差



●居室 敷居手前、奥の段差



◆敷居の手前と奥の段差は、それぞれにスケールをあてて写真を撮影してください。
POINT→それぞれ5 mm以内であることが分かるように、床面と平行かつ
段差と同じ高さから撮影してください。



書 き 方 見 本

第1号様式（第7条関係）

着工日の1か月前を目安に申請してください。

記入しないといけない

年 月 日

申請者（建設主） 住 所 〒

氏 名

連絡先

助 成 対 象 承 認 申 請 書

東京都北区三世代住宅建設等助成事業実施要綱第7条の規定による助成対象の承認を受けたいの
で同条の規定に基づき必要な書類を添えて申請いたします。

記

1. 建設場所	地名地番	北区	丁目	番
	住居表示	北区	丁目	番 号

2. 助成を受ける事業	☐ 新築工事 ☐ 改修工事			
-------------	---	--	--	--

3. 居住者	氏名	続柄	生年月日	現住所
1		本人		
2				
3				
4				
5	居住する方全員を記載してください			
6				
7				
8				
9				
10				

※続柄は、本人から見た関係を記載してください。

住所・氏名	東京都北区 ●●-●-●● 電話03-●●●●-●●●● (●●株式会社●●支店) 北区本部
-------	---

4. 代理人連絡先
及び要旨欄

私は、上記の者に本申請における手続きの一切を委任することとします。

ハウスメーカーの方が代理になる場合は会社名をお願いします。

氏名

個人住宅の場合：建築確認申請の第3面（11. 延べ面積）【ウ 住宅部分】の面積
共同住宅の場合：面積の算出が必要です。

5. 敷地及び建築物の 概要	住宅部分 の面積 耐火建築物等	延べ面積 耐火建築物 ・ 準耐火建築物	㎡
	工事予定日	工 日	年 月 日

私は、東京都北区三世代住宅建設等助成事業の申請及び助成の資格確認のため
に、北区が保有する住民基本台帳及び納税状況等の各情報について、照会するこ
とに同意します。

氏 名	氏 名
納税証明書及び住民票の写しを省略する場合は、 居住する方全員を記載してください。	

6. 資格確認同意欄

【注意事項】

- この同意書は、提出書類である納税証明書及び住民票の写しの提出を省略
するために必要なものです。納税証明書及び住民票の写しを提出される方
は記入不要です。
- 居住予定者全員の署名が必要です。
- 申請する前々年度の1月1日現在北区に住民登録がない場合は、納税証明
書及び住民票の写しの提出を省略することはできません。

申請者誓約欄（全ての項目に同意いただき □に✓を入れ、署名をしてください）

☐ 私は、宅地建物取引業法第2条第3項に規定する宅地建物取引業者ではないことを申告します。

☐ 私は、この助成制度を利用することにおいて、国その他助成事業と重複して利用できないことを承
知します。重複していることが判明した場合は、北区より受けた助成金をすみやかに返還いたしま
す。

☐ この三世代住宅建設等の工事に当たり権利関係者と同意のうえ施工します。トラブルが発生した場
合には、当事者間において解決を巡り北区は一切関与しないことを承知します。

☐ 私は、東京都北区三世代住宅建設等助成を受けた際は、10年間処分しないこと（解体・売却・賃
借・その他助成を受けた住宅を自らの居住の用に供しないこと）に同意します。

☐ もし、処分をした場合は、北区より受けた助成金をすみやかに返還いたします。

☐ 私は、三世代住宅建設等助成の対象となる住宅に同居する者が、暴力団関係者でないことを誓約
いたします。

内容を確認し、✓をいれください

氏名

第7号様式（第9条関係）

記入しないでください
年 月 日

工事完了後3カ月以内に提出してください

東京都北区長 殿

申請者
(建築主)

住所
氏 名

完了報告書

助成対象の承認を受けた三世代住宅について、工事が完了したので東京都北区三世代住宅建設等助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、必要な書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 建設場所	地名地番 北区	丁目 番	番 号
	住居表示 北区	丁目 番	号
2. 承認を受けた事業	☐ 新築工事 ☐ 改修工事		
3. 完了年月日	年 月 日		
4. 備考	図面、写真の添付が必要です。 書き方見本を参考にしてください。		

第8号様式（第10条関係）

記入しないでください
年 月 日

工事完了後3カ月以内に提出してください

東京都北区長 殿

申請者
(建築主)

住所
氏 名

助成金交付申請書

助成対象の承認を受けた三世代住宅について、東京都北区三世代住宅建設等助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、必要な書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 建設場所	地名地番 北区	丁目 番	番 号
	住居表示 北区	丁目 番	号
2. 承認を受けた事業	☐ 新築工事 ☐ 改修工事		
3. 居住者	氏 名	続柄	生年月日
	1	本人	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		

※続柄は、本人から見た関係を記載してください。

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		銀行			
		信用金庫			
		信用組合			
		農協			
		労働金庫			
		その他			
振	預金種目 (○で囲む)	普通	当座	貯蓄	その他
込	口座番号 (右詰め)				
口	フリガナ				
座	氏名				

東京都北区から私に支払われる 三代住宅建設等助成金 は、
今後上記の口座に口座振込の方法をもって振込んでください。

記入しないでください

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所

氏 名

【注 意 事 項】

1. 申請者の口座番号、氏名を記入してください。
2. 印は、申請書と同じものを押印してください。
3. ゆうちょ銀行への振込希望の場合、
支店名は、3桁の漢数字(例「〇〇八」)、
口座番号は7桁の英数字(例「1122334」)を記載してください。
4. インターネットバンク等への振込はできません。
5. 本書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに住宅課へお届けください。

担当課 住宅課

記入しないでください

年 月 日

東京都北区長 殿

請求者 住所
(申請者) 氏 名

助 成 金 交 付 請 求 書

記入しないでください

年 月 日 付 第 号により交付決定のあった東京都北区三世

代住宅建設等助成金について東京都北区三世代住宅建設等助成事業実施要綱第10条
の規定に基づき必要な書類を添えて下記のとおり請求します。

記

請求金額

金 額	百	十	万	千	百	十	円

記入しないでください

※金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。

【 問い合わせ先 】

東京都 北区役所 まちづくり部 住宅課 住宅政策係（第二庁舎3階9番）

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-2-11

TEL：03-3908-9201

